

Title	稲生 典太郎著 『日本外交思想史論考第一：条約改正論の展開』
Sub Title	Ino : A History of National Opinions on Diplomatic Affairs in Japan : Part I : Opinions for the Revision of Treaties , 1854-1899 .
Author	池井, 優(Ikei, Masaru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.7 (1967. 7) ,p.141- 146
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670715-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

て意義をもちうる点の認識に私を賭けている。こうした「私」が欠如すれば、そうでなくても難解で、専門政治研究者ですら、この分野での訓練と知識がなければ、まったく素人と変らないこの学問の現代性は了解できない。著者が「社会学的アプローチ」とかたづけてしまった点に、本書の失敗の原因がある。多数の方法論を大項目で整理することは、整理する側で概念的整理が完了していなければならぬのである。

この意味からすると、政治体系論は、D・イーストンが想定した政治学一般理論への抱負と、G・A・アームンドなどの比較政治学者の概念設定の契機となつた分析概念としてのそれとが識別されねばならない。しかも、これらの概念設定が、伝統的政治学とどこで訣別し、どこで結びつくか、そしてどれだけ過去の遺産を担い、また隣接諸科学から自主的に概念の移植をはかり、また定着をはしたか、を明確に指摘しなければ、政治学としての命脈は尽きてしまう。著者が政治学者の社会学的知識の欠如を嘆くのは正しい。しかし著者は嘆きのあまり、政治権力、政治的権威といった理念を、社会学でいうより、包摂的な概念にすりかえてしまったことに気づかない。社会学者がおち入る陥穽に著者はみずから埋没している。それは一つには、ヴェーバー——パソンズの流れを担つたヨーロッパ知識社会学のアメリカ型系譜を、著者自身が十分理解せず、「政治体系」論に面と向かつてしまった驚愕から生れた興味にしか本書執筆の動機がなかつたからである。それは、個別科学が社会科学として統合されようとする歴史的時間点としての現在において、社会科学

学を社会学と思いこむ悪しき時流に流された典型である。この領域での最初の紹介の意図は評価さるべきだが、その意義はかくしてかなり失なわれるのであり、近刊を伝えられるR・コーエンの著書(R. Cohen, *Comparative Political Systems*, N.Y.: Doubleday & Co.)への期待増加につながるしかないのである。

——一九六七・五・二十二——
(内山 秀夫・石川 一雄)

稲生典太郎著

『日本外交思想史論考』

第一——条約改正論の展開』

一

幕末から明治初年にかけて日本が列国と締結した不平等条約の改正は、明治外交の眼目の一つであつて明治の為政者の努力が集中されたのは周知の事実である。そこでこの条約改正を学問的にフォロイする試みは後年多くの歴史学者、政治史専攻者によつて行われて来た。しかし今日までの研究は、条約改正に関する外交交渉の経緯

が主であつた。戦時中の山本茂『条約改正史』(昭和一八年、高山書院)戦後出版された川島信太郎『条約改正経過概要』(昭和二五年、非売品)、下村富士男『明治初年条約改正史の研究』(昭和三七年、吉川弘文館)もこのような観点から書かれたものであつた。

稲生氏の著書は以上のものとは異つた観点から書かれたものである。著者稲生氏は、まず本書の題名「外交思想史」について次のように説明する。「外交交渉の経過を主とする外交史の背景には、つねに識者の国際関係論の開陳があり、時には論者の対外危機説の高唱があり、それらの底流には広く国民の対外意識のうつろいがある。これらが、時々刻々推移する国際関係の諸要素の変転に敏感に即応して、具体的には、外交政策論となり、あるいは端的には戦争論に飛躍して、新聞論説や雑誌論文、小冊子や著書として世上に行われ、国民各界各層の関心や思想ないしは感情と交錯し、相互に影響しあう。……」(まえがき)。稲生氏は外交思想史をこのように広義に解釈して、年代を幕末以降に限つて今回は条約改正を取りあげたものである。著者は、さらに条約改正を扱うにあつて次のように問題への接近を行う。改正事業が長期にわたり、かつその齎す利害得失は国民上下に重大な関係があつたため、当時の言論界、政治界、宗教界に至るまで各方面から異常な関心を寄せられ、これに關する評論、論争など「条約改正論」と称する一群の政治外交意見が展開されたとし、著者は「一国の外交交渉の背景にあつて、常にそれを支えているものが、実はその国の輿論にはかならず、この外交輿論の究明こそ、従来の外交史研究にもまして重要な研究主題と

なる」(四頁)と、このテーマについて従来の研究者が余り関心を払わないことを指摘し、関係資料が外務省記録には殆んど存在せず、むしろ民間流布の一般刊行物中に多数散在することを知つて「日本における外交史研究の一点の那邊にあるか手摺り当てたかの感を深くした」(四頁)とする。このような意欲的な問題意識に支えられ、著者のあくなき資料蒐集は十数年に及ぶ。その一端は、既に同氏編『条約改正・内地雜居関係文献目録』(昭和三年、大島書店)により、一部の専門家には知られていたが、今日著者は「条約改正論の關係資料のうち、単行書小冊子形式のものに關する限り、従来諸機關の図書目録に未収の資料を相当部数含めて、ほぼ網羅することが出来たと信ずる」とし、この上に立つて、かねてからの構想を具体化したのである。

二

では本書に収録された論文の順を追つて、問題点を挙げて行こう。「条約改正論の展開」は、著者の本研究の意図を述べ、かつ幕末、明治初年、明治一〇年前後、明治二〇年代初頭初期議會当時、新条約実施の準備期間に分けて、条約改正論の推移を概観したものである。他の収録論文が、学会誌、大学紀要などに発表されたものの再録で、年代的に若干の「穴」がある点を補つたものであり、また各年代の条約改正論に対する著者の考えも鮮明に打出されて、興味深い一章となつている。

「幕末における公武の条約論議——条約改正論の前史として」は、

幕末の一五年間は、条約改正史の上では条約締結時代とされ、当時の

の条約に関する意見そのものを掘り下げた研究がないこと、さらには「幕末には条約改正を言うものなし」との従来通説に疑問を持つ著者が、ペリー来航直後から兵庫開港問題に至る条約改正論を追つたものである。ペリーの通商条約締結要求の国書を、幕府は広く諸大名及び旗本有司に示し、条約締結の可否に関する存念書を提出せしめる。この段階では条約改正論の起る余地は殆んどなく、開鎖可否論のみが存在したのであるが、ハリスの陳述書に対する諸大名の回答の多くは通商開始賛成で攘夷的鎖国論は影をひそめる。幕府は朝廷側へこの事情を説明させるため林大学頭を上京せしめたが、これに対し、公卿の奉答書は神國に異類雜居徘徊することは許せないという概念に基いていた(五一―六頁)。幕府とハリスの間に通商条約草案が成立すると、幕府はそれに調印する以前に一応天皇の諒解を得るべく説得工作を行うが、朝廷はこの説得に応ぜず、和親条約の線への後退を求めた(二二五頁)。勅許が得られないままに日米通商条約は調印され、幕府は朝廷の事後承諾を求めたためこの条約は十数年後の「条約改正」まで仮りに試行するものであつて、その間に富国強兵の実をあげる予定であると説くが、天皇はひたすら和親条約への「引戻し」を主張される(二二九―三〇頁)。この際「条約改正」なる成語が、老中間部下総守によつてはじめて意識的に使用されたことが資料に現われて来るのは興味深い。本章で特記すべきは、幕末においても条約の修正についての具体的意見が諸種の公式の意見書の中に存在していることを指摘し、「幕末には条約改正を言うも

のなし」との通説を覆した点である。

「明治初年諸条約の成立に関する一考察——条約改正論発生的前提によせて」は、一、明治政府が成立してから後に成立した数箇の条約の締結の事情を概観することによつて、従来一括して問題にされているこれらの諸条約が、実はさらに幾つかの段階に分けて考察されるべきである、二、条約改正論が多彩で、政府攻撃に事欠かないのは、政府が退嬰的、民間が進歩的であるなどの事情によるものではなく、問題の性質上、当然かくなつて然るべきである。以上二点を指摘することを目的としたものである。そして、明治元年に締結された日瑞・日西兩条約は、旧幕の外国奉行による条約交渉の延長と考へて然るべきもので、内容的には旧幕時代の条約そのものであり(五〇頁)、これに対し明治二年の日独条約は、条約改正商議開始の希望を元年一二月に各国公使に申し入れながらも、經驗に乏しい外交に不馴れた明治政府外国官の手によつて締結され、さらに同じ明治二年の日墾条約は、日本が安政後期条約中の、外国に有利な諸規定を殆んど全部包含し、かつその上に、新たに多くの特権を与えた(五二―五三頁)というように成立の事情が異り、同列には論じられないことが明らかにされている。そして、明治政府の不平等条約の改正目標は、(1)治外法権、即ち領事裁判権の撤廃、(2)関税自主権の獲得、(3)通商航海に限定して片務的最惠国條款の双務的條款への改正、(4)条約有効期間の明記乃至は条約廢棄事項の挿入、の四点に絞られるが(五五頁)、一挙に四者を実現しうるか否かは、(一)國際的環境がそれを可能にするか否かの問題、(二)日本自身の国力充実が、

その主張を強く打出し得るや否や、の二つの条件にかかつてくと著者は云う(五六頁)。さらに次のような政策決定の如何によつて、改正目標は一定不動のものではあり得ないとする。A さきの(1)―(4)の四者を一挙に獲得する方針で行くか、特定の条項のみを改訂してゆく漸進主義でゆくか。(1)前者ならば新条約の締結となり、(2)後者なら条約の修正改訂であり、B さきの(一)を政策的にいかん解釈し、実際化してゆくか。C 漸進主義でゆくとしても、例えば法権の回復でもいかなる段階でいかに主張してゆくかは千変万化でありうる。D 税権の諸主義のうち、何れをとるかの問題。政府は、(1)以下、(一)以下、A以下の幾多の条件の中から、僅か一系列の組合わせしか選択し得ないで、その特定の組合わせの条件による政策によつて、外交交渉を行うほかなかつたのであるが、これに反対する側は、自由自在の組合わせを作つて立論し、政府を攻撃、妨害したのであつた。条約改正論が多彩であるのはこうした理由からであつて、政策論として捉えるよりも、さらに広く視野をとつて、当時の政治思想の展開として観察する方が、より正鵠を得ているとする著者の指摘(五七頁)は鋭い。

「条約改正論の一流について——公議所における外交論議」は、大政官政府が制定した一種の議会制度である公議所が、明治二年に開院されるが、その場において全国各藩代表が開陳した条約改正に関する意見を採り上げたものである。著者は、「公議所における一群の外交条約論議は、時期的に最も古い段階に位置し、後に大いに展開する問題を一通りは採り上げて論議しているから、その時の論

者は、人的接触によつて、恐らく明治中葉の種々の様相に富む条約改正論の盛行に強い影響を与えていると考えられる」とし、よつて、ここにおける外交論議を条約改正論の一流流として取り上げた」と云う(六〇頁)。ここには諸藩内の箇々人の意見が藩という垣根を取り払つた上で、公議所という共通の広場に羅列されている。それらの議論は、当時の日本の有識階級の一応の水準を示すものであり、極めて保守的で、対外的には攘夷気分濃厚であるが、条約改正そのものに対しては賛成であり、これは、政府の改正交渉の論題に一国主権の回復という主張が出てくれば、双手を挙げて賛成する国権論者としての全国的呼応を準備していることになり、後の条約改正論と内地雑居論の原型が充分に含まれるとの指摘がなされる。

「明治四年の『擬新定条約草案』について」は、従来、明治四年岩倉全權大使一行が米欧回覧出発の直前、外務省が当時の進歩的知識人を総動員して条約改正の下調べを行つた事実の片鱗は知られていながら、その全貌は明らかでなかつたが、著者が外務省記録、内閣文庫などで発見した「擬新定条約草案」を紹介し、その間の事情を明らかにしたものである。そして草案が、旧条約の総合的修正を基本の方針とする故に、岩倉の外務卿就任により、全然新規の構想をもつて対等条約締結へ直接持つて行く工作を軌道に乗せるための評議会が開かれるようになると、旧条約の総合的修正を基本方針とする「草案」は退場を余儀なくされたであろうとの推論がなされる(一一二頁)。

「明治七年における森有礼の条約試案と外交意見」は、明治七年の

時点において、当時前駐米公使であり、外国条約改訂書案取調局主任理事官であった森が、寺島外務卿の下にあつていかなる意見を有していたかを探つたものである。森の条約案がかなりラディカルであり、かつそれが駐日アメリカ公使ビンハムによつても充分検討されていた事実が指摘されている（二二七頁）。

「鹿鳴館時代の内地雑居論」は、井上馨外務卿―外務大臣在任中の後半期、所謂鹿鳴館時代における内地雑居論を、当時の新聞、小冊子からたんに紹介したものである。

「初期議会における条約改正問題」は、第一回帝国議会から第六回帝国議会に至る期間において、当時の議会において論議された条約改正問題の推移を、官報の議会議録を通じてフォローしたものである。議会においては、政府の条約改正事業の進捗状況ならびに基本方針に関しては屢々質問が行われ、政府の外交は天皇大権に属するから答弁の限りではないとするやり方に対し、議会としては外交に関する上奏案をもつてこれに対抗し、政府は屢次に渉る衆議院解散をもつて之に報いた有様が描かれる。

「仏教徒側の内地雑居反対運動とその資料について」は、従来殆んど閑却されて来た問題で、明治三二年七月から改正条約の実施に伴い外国人が内地雑居を行うにつれ、仏教界の人々が種々対抗運動を展開したことを明らかにしたものである。明治三二年には尊王奉仏大同団派の意見に、内地雑居が単にキリスト教を蔓延させるのみならず、外国資本の無制限の流入と、未だ基礎の確立していない日本の資本主義構造の破壊をもたらすことまで述べられていることは、注

目に値するとの指摘がなされる（一七六一―七七頁）、さらにキリスト教排撃のための仏教界の動きとその関心事項を、当時出版された宣伝的小冊子、「通俗仏教新聞」の記事を通して見る（二七八―一八八頁）。キリスト教側もこれに反撃を加え、論争が展開されるが、明治三二年夏の仏教を国家の公認宗教にせよとの運動を最後に仏教徒側は沈黙してしまふ。その理由として、著者は、キリスト教の急速な拡大が見られず、仏教徒側の議論が杞憂に過ぎなかつたことが明らかとなつたこと、日本仏教各派の韓国清国における布教が開始されたこと、を挙げる。

「新条約実施準備期における二三の事実」は、明治二七年から三二年に至る五年間の所謂新条約実施の準備期間において、政府が法的整備について忙殺されている一方、民間では各種団体が条約実施に伴う諸事項を種々の見地から研究していることを述べたものである。政府の条約実施準備委員会の設置に伴い、民間においては、貴衆両院議員、官吏、大学教授、実業家などを会員として、明治三〇年七月、「条約実施研究会」が設立された。同会は毎月研究会を開催して、かなり高度の専門的研究を行い、純然たる學術研究団体も「改正条約研究会」を組織し、新条約を研究するなど、その動きは極めて活潑であつた。さらに一段と通俗的な民間人の活動も行われ、新条約実施に関する啓蒙書が続々と出版される。著者はこれらの啓蒙書を一、新条約の理解のための条約集の形式をとつたもの、二、通関手続きの改正の解説書、三、新条約実施の社会的影響に着目し、国民の杞憂を除去し、外国人との接触について詳細な注意を与

える態の著書、四、商工業者を対象とした新条約実施のための手引書、五、外国風の礼儀作法の説明あるいは外国人に日本の習俗を解説しようとするもの、六、外国人との会話の手引、七、絵本・双六等の時局あて込みの際物出版の小児版、に分類し、各々について簡単に解説を施している(二〇二—二〇九頁)。

「条約改正史上における二三の事実」は、一、伊藤樞密院議長、榎本外相、青木駐独公使の三者が、青木前外相辞任後、一時棚上げされていた条約改正交渉の再開について下相談をするが、その年月日を直接資料によつて明治二五年三月五日と断定し、二、明治二二年学習院長三浦觀樹が大隈外相の条約改正案反対を上奏するが、従来不明であつた上奏の期日を九月二六日であると明らかにし、三、原敬の『現行条約意見』(明治二五年一〇月)を紹介し、四、改正条約の実施に當つて内地雜居を仏教徒が嫌い、特にキリスト教の布教を恐怖してこれを攻撃するが、これに対するキリスト教徒側の反撃を資料を挙げて紹介し、五、福地源一郎が岩倉遣欧米使節の一行に加わり、明治六年にエジプト混成裁判についての報告書を書いたことが知られているにかかわらず、報告書の現物は未知であつたものを、著者が内閣文庫で発見した次第を報告したものである。

『条約改正』の資料は、一、資料集、二、既知の稀瀬資料として、井上外務卿『閣議稟請書』、本野一郎『治外法権問題』、青木周藏『条約改正記事』、原敬『現行条約意見^{第一}』などを、三、新資料集として、内閣文庫所蔵の官庁文書のいくつか、博覽会社編『京都博覽会規則』、岡田重敏編『政談演説』、小栗憲一『雜居準備・日本

人は必ず読むべし』などを、五、明治二〇年の秘密出版物と建白書として、『秘禾録』、『日本の燈』、『心の志ほり』、長野県有志の『建白書』などを解説を付して紹介したものである。

三

以上の紹介によつても明らかのように、稻生氏の新鮮な問題意識が、そのあくなき資料蒐集の意欲によつて結実した成果が本書であるといえるであろう。新資料の発見もさることながら、従来の通説を訂正した点、条約改正論を政府の売国条約に対する人民の抵抗といった単純な規定をせず論理的に解明した点などは大いに評価しなければならぬ。

著者は、本書に続いて『日本外交思想史論考 第二——内地雜居論の消長』を準備中であると聞く。稻生氏の真摯でユニークな研究成果が完結する日を心から待ち望むものである。

(二五〇頁、小峯書店発行、八三〇円)

(昭四二・五・二〇)

(池井 優)